

6 新興感染症発生・まん延時における医療

新興感染症発生・まん延時における医療については、新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、当該対応を念頭に、まずはその最大規模の体制を目指します。感染症法に基づく、県と医療機関との協定締結等を通じ、平時から地域における役割分担を踏まえた新興感染症に対応する医療及び新興感染症以外の通常医療の提供体制の確保を図ります。

【現状・課題】

通常医療よりも多くの医療人材を必要とする新興感染症医療を行うためには、医療資源を再配置する必要があり、特に、感染症法に基づく入院勧告・措置は、通常、医療機関と患者との間の合意により提供される医療に行政が介入する仕組みであることから、平時から関係者間の情報共有やきめ細かい調整、役割分担・連携が必要となります。

令和4年度に改正された感染症法においては、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、都道府県、保健所設置市等、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体及び消防機関などから構成される協議会を組織するものとされ、本県においても「香川県感染症対策連携協議会」を設置しています。

新型コロナウイルス感染症での対応においては、度重なる感染拡大による医療逼迫を防ぐため、病床や外来医療機関の確保が必要となったほか、療養解除後の患者を受け入れる医療機関の確保、自宅療養者等への医療提供体制の確保などが課題となりました。

このほか、感染拡大時に、精神科を含む医療機関などにおいて、クラスターが発生した場合には、必要な医療を継続するために、迅速なクラスター対策が求められました。

また、感染拡大初期において、感染症指定医療機関以外に、新型コロナウイルス感染症の特性も明らかではない時期から対応する医療機関、ウイルスの特性が明らかになってきた後に対応する医療機関との役割が平時から明確とはなっていませんでした。

【対策】

新興感染症発生・まん延時に備え、令和5年度に設置した香川県感染症対策連携協議会において、引き続き、平時から、関係機関との連携強化を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、限られた医療資源が適切に配分されるよう、平時より、医療機能の分化、感染症発生・まん延時の役割の明確化を図るとともに、実践的な訓練をはじめとした平時からの備えを確実に行うことにより、危機時に医療機関や医師、看護師等の行動がその役割に沿って確実に実行されるよう、次の機能について、県と医療機関で協定の締結を行い、新型コロナウイルス感染症対応で確保した最大規模の体制を目指します。

- ① 新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する機能（病床確保）

- ② 新興感染症の疑似症患者等の診療を行う機能（発熱外来）
- ③ 居宅又は高齢者施設等で療養する新興感染症患者に対し医療を提供する機能（自宅療養者等への医療の提供）
- ④ 新興感染症患者以外の患者に対し医療を提供する機能（後方支援）
- ⑤ 新興感染症に対応する医療従事者を確保し、医療機関その他の機関に派遣する機能（医療人材派遣）

なお、平時からの備えとして、精神疾患を有する患者をはじめとして、産科的処置が必要な妊産婦や透析患者など、配慮が必要な患者がいることも踏まえて、院内感染対策などを含め、必要な研修・訓練が行われるよう努めます。

【数値目標】

- ・新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する機能（病床確保）

項目	目標病床数（床）	
	流行初期 （発生公表後3ヶ月まで）	流行初期以降 （発生公表後6ヶ月まで）
確保病床数	87	316

※ 流行初期には、第一種・第二種感染症指定医療機関の感染症病床においても新興感染症患者を受け入れることを想定しており、流行初期以降には、第一種・第二種感染症指定医療機関の感染症病床及び結核病床においても新興感染症患者を受け入れることが可能であるため、それぞれ、上記目標値に含めている。

※ なお、第一種・第二種感染症指定医療機関の感染症病床は、医療措置協定の対象とはならない。

- ・新興感染症の疑似症患者等の診療を行う機能（発熱外来）

項目	目標医療機関数（機関）	
	流行初期 （発生公表後3ヶ月まで）	流行初期以降 （発生公表後6ヶ月まで）
発熱外来数	16	399

- ・居宅又は高齢者施設等で療養する新興感染症患者に対し医療を提供する機能（自宅療養者等への医療の提供）

項目		目標医療機関数（機関） （発生公表後6ヶ月まで）
自宅療養者等への医療を提供する医療機関数		375
機関種別	病院	20
	診療所	110
	薬局	229
	訪問看護ステーション	16

・新興感染症患者以外の患者に対し医療を提供する機能（後方支援）

項目	目標医療機関数（機関）（発生公表後6ヶ月まで）
受入可能医療機関数	33

・新興感染症に対応する医療従事者を確保し、医療機関その他の機関に派遣する機能（医療人材派遣）

項目	目標人数（人）（発生公表後6ヶ月まで）
人材派遣者数	92

※ 新興感染症発生・まん延時における医療を実施する協定締結医療機関名については、県ホームページにおいて公表している。

【ロジックモデル】

